

第八回 「女帝」と「みことのり」

「女系天皇」「女性宮家」が話題となっています。平成十七年、小泉内閣の「皇室典範有識者会議」「報告書」等が国民に示したのは女系天皇論でした。男性皇族の減少から、女系天皇をもって皇位の安定性をはかるというものでした。有識者会議は十名で構成されましたが、さらに八名の識者からヒアリングを行いました。しかし、我が国の歴史において、女系天皇―父系を遡って神武天皇にたどりつかない天皇―は一人も存在しませんから、各方面からの強い反発がありました。また平成十八年九月六日、悠仁親王殿下がご誕生されました。これにより女系天皇論は沙汰済みとなったかに見えました。

ただこの平成十七年「皇室典範有識者会議」には理解できないことも少なくありません。実は議論に参加された人たちが古い詔勅の解釈を誤ったために、おかしな議論がなされている、そういうように思えてなりません。

さらに平成二十四年、民主党政権下において「皇室典範に関する有識者ヒアリング」が実施されました。その主なテーマは「女性の皇族に皇族以外の方と婚姻された後も御活動を継続していただくとした場合の制度の在り方等」でしたが、巷間では実質的な「女性宮家」論争となりました。ヒアリングの内容は「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」にまとめられました。いくつかの点に疑問が残ります。これらもまた、詔勅の解釈に極めて深い関係があると考えられます。

今回はまず、平成十七年の会議で何度も用いられている「女帝」という言葉と「みことのり」についてお話ししたいと思います。ヒアリングにおける有識者らの意見に、「女帝の子」が歴史の事実として語られました。奈良時代には「女帝の子」から「女帝」、この場合は女系天皇ですが、それが想定されていたとする見解です。しかしこれは明らかに奈良時代の令文や『続日本紀』を読み誤っているとしか思えません。今回はこれを検証します。

（藤原光明子）

奈良時代は元明天皇にはじまり、桓武天皇が長岡に遷都するまでの時代で、西暦七一〇年から七八四年までの七十四年間です。実は元明天皇の四代あと、淳仁天皇の時に重要な「みことのり」が発せられました。そしてその内容と、今度の「女性宮家」論争には深い関係があります。元明天皇・元正天皇・聖武天皇・孝謙天皇そして淳仁天皇です。

淳仁天皇のはじめ、実権を握っていたのは太皇太后の藤原光明子でした。藤原光明子は聖武天皇の皇后であり孝謙天皇の母でした。聖武太上天皇は道祖王を皇太子とするよう遺詔されましたが、結局道祖王は廃太子とされ、かわって大炊王が皇太子となり淳仁天皇として即位されました。この淳仁天皇の即位から約十ヶ月後、天皇にたいし太皇太后・藤原光明子から重要事項が伝えられました。それが淳仁天皇の「みことのり」に残されています。

本来はやや長い詔ですが、要約すると、「淳仁天皇が即位して世の中も安定してきた、ついでには「(天皇の) 兄弟姉妹を親王とせよ」、そういうお言葉です。それで天皇が先の天皇である孝謙太上天皇にそのことを報告すると、太上天皇からは、たいへんありがたいお話ではあるが、淳仁天皇が皇位につかせてもらったこと、それに報いることさえむつかしいのだから辞退すべきだと、一旦はこう言われます。しかしこう申すのは他ならぬ私―孝謙太上天皇のことですが―だからであり、自分が福を得たなら親兄弟に及ぼすべきである、とのアドバイスをもらいました。

よって、淳仁天皇の父・舎人親王は崇道尽敬皇帝と追号、母・当麻夫人を大夫人とし、また兄弟は親王、姉妹は内親王と称することとする、同時に、恵美押勝の子や藤原氏の人々も冠位を上げることとする、そういうことになりました。淳仁天皇の姉妹は四品に叙せられ、室内親王・飛鳥田内親王と称されました(問1)。

(継嗣令)

以上が淳仁天皇の「みことのり」にある内容です。やはり実権をもつ太皇太后・藤原光明子の姿と恵美押勝(藤原仲麻呂)の権勢がみてとれます。ただこの内容は、実は、太皇太后のたんなる思いつきではありません。養老令にある「継嗣令(けいしりょう)」に則った措置だったのです。

「継嗣令」第一条(皇兄弟子条)「凡そ、皇兄弟皇子みな親王とせよ。(女帝子亦同)」

平成十七年の有識者ヒアリングでは八名中の三名がこの()にある註を「女帝の子もまた同じ」と解釈してその論を展開しました。またその「皇室典範に関する有識者会議」の座長代理だった内閣官房・園部逸夫参与もその著『皇室制度を考える』で同じ解釈を示しています(問2)。

さて、先程の淳仁天皇の「みことのり」に戻ります。歴史の事実として、淳仁天皇の兄弟は親王、姉妹は内親王とされました。まず条文のとおり、天皇の兄弟が親王と称されることに疑問はありません。そして条文に姉妹はありませんが、天皇の父が崇道尽敬皇帝と追号されたことから、その皇女つまり淳仁天皇の姉妹は内親王とされました。「女帝の子」、これとは関係がありません。「女帝の子」では姉妹が内親王と称された根拠が見いだせないのです。やはり、この註は(女亦同)「ひめみこもまたおなじ」と解釈して自然です。そしてさらにこの「女(ひめみこ)」を特定して「女(帝の子)亦同」と但し書きが加えられ、「女帝子亦同」となった、こう考えて整合性が出てきます。

ちなみに、のちの光仁天皇の即位後、やはり兄弟姉妹そして諸王子(子女)も親王と称されることになりました。『続日本紀』には酒人内親王、衣縫内親王・難波内親王、坂合部内親王の名があります。いずれも光仁天皇の父・施基皇子―追尊されて春日宮御宇天皇(田原天皇)と称されましたが―の皇女で光仁天皇の姉妹です。これも「継嗣令」に沿ったも

のでした。

加えて第五十九代・宇多天皇です。父の光孝天皇は伊勢神宮に奉仕する齋宮などは別として、ほとんどの子女を臣籍降下させました。天皇崩御の前日、源定省は復籍し、その後即位して宇多天皇となりました。そして宇多天皇の兄弟姉妹もやはり親王・内親王とされました。兄弟姉妹も臣籍降下していましたから、改めてそれぞれ親王・内親王とされたわけです。やはり「継嗣令」の「註」を、「女(帝の子)亦同」と解釈して適用されたと考えて自然です。

また養老令の他の条文には、「女亦准此」「ひめみこもまたこれにならへ」というのがあります。これは「喪葬令」の「親王一品条・しんのういっぽんじよう」にあるものですが、内親王にも適用する、という意味でこの註があります。「女亦准此」と「女亦同」の意味するところは同じだと思えます。「女亦同」に「女(帝子)亦同」と註が加えられ、最終的に「女帝子亦同」となった可能性は、やはり否定できないと思います。

（継嗣令）

ところでこの「継嗣令」の「註」は、これまでどのように読まれてきたでしょうか。江戸時代の河村秀根らによる「講令備考」にこの「註」の解説があります。河村秀根という人は子息の益根とともに『書紀集解』（しよきしつかい）という『日本書紀』の注釈書を書いた人です。

その「講令備考」には「女帝の子」という小項目があります。その解説です。

「秀興按漢皇子所謂女帝之子也」（問3）

秀興按ずるに、の秀興（ひでおき）は河村秀根の兄で、別の名を河村秀穎（ひでかい）と言います。そしてこの意味は、「漢皇子（あやのみこ）がいわゆる女帝の子である」というものです。『日本書紀』『斉明天皇紀』に漢皇子という名が登場します。この漢皇子の父は高向王であり、母はのちに舒明天皇の皇后となり天智天皇や天武天皇を生んだ皇極天皇（重祚されて斉明天皇）でした。「継嗣令」の「女帝の子」に相当するのは、この舒明天皇に嫁ぐ前の皇極天皇―その頃は宝皇女（たからのひめみこ）ですが―の子であろうと考えた結果の文章です。

『日本書紀』では皇極天皇（斉明天皇）の諱を宝皇女―たからのひめみこ―と表記していますが、宝皇女は後世の尊称であると言われています。漢皇子もこの尊称の意味で用いられたのだと思います。父の高向王は用明天皇の孫であると『日本書紀』には記されていますから、漢皇子はもともと皇族です。したがって「女帝の子」という理由よりは、漢皇子は皇族であり、かつ母がのちに即位されたことから皇子と尊称した、こう考えて自然ではないでしょうか。

さらに付け加えると「講令備考」には、さきほどお話した淳仁天皇の「みことのり」などはまったく検討されていません。あとで説明しますが、他の令との関係も触れていません。それゆえ「講令備考」にある「女帝の子」は、歴史の事実との整合性を欠いた解説

と書いてよいと思います。そもそもこの「註」を「女帝の子」と誤ってしまったことから意味不明な解説になってしまったのではないかと思います。

(明治時代の継嗣令解釈)

この秀興の説に影響を受けた人に小中村清矩という人がいます。明治の著名な国学者です。彼は『陽春廬雜考』に「女帝論」を著して次のとおり解説しました。

「其の中に「女帝子亦同」とあるは、女帝がまだ位に即かれず、皇女でおいでなされ、皇族中へ御縁付で、御子が出来て有たを、御即位の後、其の御子の事を云ったのであります。がちよつとみると、女帝中に御配偶がある様で、紛はしい事であります。尚ほ實際古典に拠つて、此の事の有ったことを申さば、皇極天皇が、皇女で御いでの方に、用明帝の御孫の高向王に御縁付きになって、漢皇子を御生みになり、高向王がなくなられて、舒明帝の后におなりなされ、後に帝位におつきなされたという事実があります」

この件について本人は次のように告白しています。

「一体令の本註の文が奇しいので、女帝の子は有るべき訳でないから、令中の難儀となつて居りましたのは、尾張の河村秀根といふ人で、此の人が講令備考といふものを書いたので、人が気が付きました」(問4)

「講令備考」の本文にある通り「註」の解説を書いたのは河村秀根ではなく、河村秀興ですが、誤つた解説を受け売りしたというしかありません。

また池辺義象―若い時に小中村清矩の養子となつて小中村義象と名乗っていました―は『日本法制史』『皇室制度』において次のように述べています。

「按(かんがふる)に、大宝継嗣令に「女帝子亦同」と云ふ本註あるより、或は我国にても女帝ある時は、皇夫を容るることを認むるかと疑ふ者あらむ、但しこは女帝が未だ皇位に上らざりし以前に生ませられたる子ある場合を指したるものなり、女帝は素より一時、便宜上在位の事なるが故に、歐羅巴諸国に行はるる皇夫制などを引きて論ずべきにあらざるなり」(二一七―一八頁)

これも河村秀興の受け売りです。受け売りですが、池辺義象はいわゆる「皇夫制」で(皇室制度を)論ずるべきでないと言っています。

(引き継がれる受け売り)

結局のところ、河村秀興・小中村清矩・池辺義象とも「継嗣令」の「註」を「女帝の子」と解釈し、その該当者を漢皇子(あやのみこ)と特定したことは同じです。小中村清矩と池辺義象は、いわゆる女系の「女帝」は否定しています。が、(女帝子亦同)を「女帝の子」と河村秀根と同じように解釈していること自体には、異なることはありません。そして他の「令」との整合性や歴史の事実からその解釈を検証してないことも同様です。

「女帝の子」と読んで、その文脈から根拠を以つて解説し得る歴史の事実は一つも見つけられません。それどころか「女(ひめみこ)帝の子」もまた(皇子と)同じ(にせよ)「で

なければ解釈不能な歴史の事実が少なからず存在することは、例を挙げて説明した通りです。

(平成の継嗣令解釈)

平成十七年の有識者ヒアリングでは、いわゆる「女系天皇」―父系を遡って神武天皇にたどりつかない天皇―は否定の立場で、この三人の説を滔々と根拠にしてお話しされた識者もおられました。「継嗣令」第一条の「註」を「女帝の子」と読むのはいわゆる男系派・女系派あるいは双系派を問いません。主義主張に関係なく「女帝の子」が圧倒的です(問5)。

これらの見解に対して異を唱えたのは中川八洋筑波大学教授でした。その著『皇統断絶』において、「養老令は、『女系天皇の排除』を自明とした皇位継承法である」(二五頁)とし、『女性天皇は皇統廃絶』では「継嗣令は、平安時代に入るやまったく無視され、事実上の死文になった」のである、と記しています。そして「女帝」という和製漢語が、七〇一年までにつくられていたと証明されない限り、継嗣令の「女帝子」を、「女帝(じよてい)・」とは方が一にも読んでほならない」(二三三頁)と述べました。

「継嗣令」第一条の「註」を「女帝の子」と読まない数少ない著作です。ただ他の令との関係などは記されていませんので、やはりそこはいま述べているような補強も必要だろうと思います。そしてこの「女帝」という言葉、これもいつ頃からみられるものなのか。興味のあるところです。

(反証に堪えうる藺田守良『新釈令義解』)

ところで皇室典範の会議では話題になりませんでした。伊勢神宮の神職だった藺田守良は「ひめみこも帝の子はまた同じ」と解釈しました。河村秀根らと同時代の人です。これが史実と最も整合性のある解釈だと思います。

「令文に皇女の事なきをあかすおもひて女も帝の子は同じといふよしにきこえたり」

令の本文にあるのは、いわば親王の規定です。そこで内親王については註に記された、こういう内容です。明らかに皇女の規定、つまり「内親王」の定めであるとする見解です。この藺田守良の解釈で矛盾は見当たりません。中川八洋筑波大学教授も『小林よしのり「新天皇論」の禍毒』において、この解釈を支持しています。

(公式令の「平出」と「闕字」)

養老令には「公式令・くしきりょう」という公式文書に関する規定があります。そしてその文書規定に「女帝」が定められていないのです。皇祖・天皇・皇后をはじめとする十五の尊称は「平出」とされています。「平出」は例えば天皇という言葉を用いる際には改行して

天皇、と文頭から書き出すことを言います。

さらに「闕(欠)字」というのがあります。これは皇太子など十七の言葉がその対象とされました。例えば「我が 皇太子」というように、一文字分空けて用いる書き方です。明治の書物にはこの「闕字」が多く見られます。また「平出」は明治憲法の上諭―上からのお諭ですが―に見ることができません。この「公式令」という文書規定にある「平出」と「闕字」の対象に「女帝」はありません(問6)。

養老令は七五七年に施行されましたが、元正天皇の七一八年から撰定が始まったとする記録が残されています。元正天皇は女性天皇です。その先帝は元明天皇であり、やはり女性天皇です。また施行された七五七年は孝謙天皇の時代であり、やはり女性天皇でした。それでもこの「公式令」に「女帝」はありません。また、奈良時代を記した史書である『続日本紀』をはじめ「六国史」には一度も「女帝」という用語は用いられておりません。

また当時、この公式令がどのような位置にあったのか。それを示す例があります。辛巳(しんし)事件です。文武天皇の後に藤原不比等の女(むすめ)・宮子がいました。聖武天皇の母となりました。聖武天皇は即位して母を大夫人(だいぶにん)と称するよう「みことのり」を発せられました。ところが公式令からすると、天皇の母は皇太夫人となつていきます。実力者だった長屋王らは、勅によれば「皇」の字を失い、公式令にしたがえば違勅になる恐れがある、といいました。そして再度「みことのり」があつて、文章では皇太夫人、言葉では大御祖(おおみおや)とするとされました。たいへん珍しいケースですが、公式令がいかに尊ばれていたか、これでお分かりになると思います。

〔令集解〕の「女帝」

律令の公的な注釈書は「令義解」ですが、「令集解」は民間における律令の注釈書です。大宝令・養老令の原本は今日に残っていませんから、私たちはこういった注釈書を通してそれらを学ぶことができます。

この「令集解」に引用されている古い注釈書に「古記」というのがあります。「継嗣令」第一条の「註」に触れて、「女帝兄弟、男帝兄弟一種」と記しています。先人の研究成果によれば、どうやら天平一〇年(七三八年)には「古記」の編纂が行われたようです(問7)。しかし七〇一年の大宝令の時代までに「女帝」という用語があつたかどうかは依然分かりません。ただ要するに「公式令」の文書規定からすると、「古記」のような民間の文書はともかく、公式文書に「女帝」は用いられなかった、これが実態だったと考えて妥当でしょう。

またこの「令集解」の注釈も意味不明です。「継嗣令」の「註」を「女帝の子」と読んだために、「女帝の兄弟も男帝の兄弟も同じである」と記したとしか考えられません。そしてこの注釈は、その後の淳仁天皇や光仁天皇、あるいは宇多天皇の「兄弟姉妹を親王」を考えれば、明らかに否定されるべき見解というしかありません。「女帝の兄弟」から「内親王」は導けません。「内親王」はどのように定められたのか、「令集解」の注釈からは肝心のこの問いに答えられません。

(叙位の対象)

さらに重要なことを追加しておかなければなりません。冠位についてです。天智天皇の時代まで、実は、冠位の対象者の区分は示されていませんでした。それが次の文武天皇の冠位十二階では「諸王」が、冠位四十八階では「諸臣」がその対象者とされました。そして文武天皇の大宝元年（七〇一年）には対象者が「親王」「諸王」「諸臣」となり、冠位は三十階と整理されました。

そして文武天皇の大宝元年（七〇一年）七月には「皇大妃、内親王と女王、嬪（ひん）との封、各（おのおの）差（しな）有り」と記載されています。ここに至って、はっきり「内親王」と「女王」が区別されています。それまでは「諸王」と「諸臣」が対象者で、少なくとも「内親王」の定義は見当たりません。大宝令と養老令はほぼ同じ、とされていますから、食封（じきふ）―古代における俸禄の一つですが―などの基準としても「継嗣令」の第一条が用いられた、と考えて妥当性があると思います。

最初に「内親王」の記載が確認できるのは持統天皇紀です。持統天皇は文武天皇の先代ですから大宝令以前にこの名称はあったこととなります。ただ持統天皇紀のある『日本書紀』は西暦七二〇年の完成ですから、潤色の可能性もないとは言えません。いずれにしても、この「内親王」を規定する基準はこの「継嗣令」の他に見当たりません。これで「内親王」を含む皇親の範囲が明確になっている事実は明らかです。身分による対象者の区別が定められても、そもそも身分の基準がなければ条文の適用はできません。たとえば日本国憲法にある「国民の権利及び義務」の「国民」も、その定義がなければ条文は意味を為しません。そのために「国籍法」が定められています。これと同じ考え方ととらえてもよいでしょう。

(他の令との整合性)

養老令には内親王を対象とする令がいくつかあります。

「後宮職員令」第一六条「凡そ内親王、女王、及び命婦、．．」

「家令職員令」第一条「親王、（内親王も此に准へよ※）」

「禄令」第一〇条「（内親王は半減せよ）」

「衣服令」第八条「内親王礼服」第九条「女王礼服」

※（ ）は註

以上のような条文の対象者として「内親王」「女王」があります。これらは「継嗣令」の基準（註）によって「内親王」が特定され条文が適用できます。（女帝子亦同）を「女帝」と解釈しても、これらの対象者は特定できません。

また「継嗣令」第四条（皇娶親王条）は、言い換えると皇女の婚姻制限でもありますが、皇女は四世王以上が婚姻の対象です。つまりその子女はみな「男系」となります。父をた

どれば例外なく天皇に行きつく、そういうことです。これを考慮すると「女系」あるいはその意味を含む「女帝」はそもそも存在しないことになります。現実に「女系の天皇」は歴史上一人も存在しませんし、「女帝の子」と読む根拠は全くないということです。

(反証すべき課題)

つまり(女帝子亦同)を「女帝の子」と解釈する場合、以下の問いに答えられなければなりません。

- ①養老令の公式令に「女帝」がない理由は何か
- ②後宮職員令などの「内親王」「女王」の規定はどこにあるか
- ③淳仁天皇あるいは光仁天皇の「兄弟姉妹を親王」のうち「姉妹」を「内親王」とする理由は何に拠るか

淳仁天皇の「みことのり」から養老令の「継嗣令」、そして「女帝論」まで発展しました。皇位継承の議論は、これらの重要な「みことのり」や養老令を、歴史の事実を根拠として解読した上で実施してほしいと思います。そうでなければ、皇位という歴史的御位を議論するに不適切であり、それはただただ情緒的で不毛な議論の繰り返しになると思います。

どのような主張も結構ですが、少なくとも歴史の事実を基礎として議論する、そういう姿勢であってほしいと思います。

【質疑応答】

問1 淳仁天皇の詔と、姉妹が実際に内親王となったことはどこに確認できますか？

回答 これらは『続日本紀』に読むことができます。

淳仁天皇、天平宝字三年六月十六日(『続日本紀三』新日本古典文学大系14、岩波書店、三二五頁)。

「帝(みかど)、内安殿に御(おほ)しまして、諸司の主典(さうかん)已上を喚(め)して、詔(みことのり)して曰(のたま)はく、・・」

「此来太皇太后(このころおほきおほきさき)の御命(おほみこと)以て朕に語らひ宣りたまはく、「太政(おほきまつりごと)の始は、人の心未だ定まらず在りしかば、吾が子して皇太子(ひつぎのみこ)と定めて先ず君の位に昇(あ)げ奉(まつ)り畢(を)へて、諸の意(このころ)静まり了(は)てなむ後に傍(かたへ)の上をば宣りたまはむとしてなも抑へて在りつる。然るに今は君と坐(いま)して御宇(あめのしたらしめ)す事日月重なりぬ。是を以て先考(ちちみこ)を追ひて皇(すめら)とし、親母(はは)を大夫人(おほみおや)とし、兄弟姉妹(あにおとあねいも)を親王(みこ)とせよ」と仰せ給ふ貴き命をいただき受け給はり・・」

太皇太后は藤原光明子で孝謙天皇の母です。また内親王については次の通りです。

淳仁天皇、同

「從四位下室女王。飛鳥田女王並四品」

養老令（大宝令）における諸王への叙位は正一位から從五位下まで、諸臣へのそれは正一位から少初位下、そして親王（内親王）は一品から四品でした。ここで室女王と飛鳥田女王は四品に叙位されたから、内親王と称されることが確認できます。

問2 平成十七年の「皇室典範有識者会議報告書」はどこで閲覧できますか？

回答 内閣府のホームページに公開されています。以下に該当部分を引用しておきます。

平成十七年十一月二十四日付「皇室典範有識者会議報告書」

八木秀次高崎経済大学助教授（平成十七年五月三十一日）

「このように皇統が一貫して男系で継承されているということについて、一部で異論が提出されております。すなわち、皇統は男系女系の双系主義という見解でございます。その際に根拠とされるものが『養老令』の「凡皇兄弟皇子、皆為親王。女帝子亦同」という規定でございます。しかしながら、ここで言う女帝の子は、具体的に想定された人物がおります。すなわち、第35代皇極天皇の前夫、高向王との間の皇子、漢皇子のことでありまして、後に母宮が高向王の没後、舒明天皇の皇后になり、舒明天皇崩御後、皇極天皇として即位したので、そのお子さんであります漢皇子は女帝の子、すなわち皇極天皇の子どもではありませんけれども、もともと男系の男子でありますので親王ということになります。したがって、この規定は双系主義の根拠になり得ません。この点、江戸時代から河村秀根、小中村清矩、池辺義象ら国学者、国文学者が繰り返し指摘しているところでございます」

同「報告書」

高森明勅拓殖大学客員教授（平成十七年六月八日）

「それから、第2点目といたしまして、これはさまざま議論がおありのところかもしれませんが、形式上明治初期まで存続しました養老令に女系の継承を認める規定があった。これは継嗣令、皇兄弟子条。天皇の御兄弟、お子様は親王という称号が与えられるという規定がございます。その際、女帝の子もやはり親王であるという本注が付いてあるわけでございます。これによりまして、女帝と親王ないし王が結婚された場合、その親王ないし王の子どもであれば、その子は王でなければならぬわけです。ところが、女帝との間に生まれた場合は王とはしないで親王とすることでありまして、その女帝との血統によって、その子を位置づけているということでございます。「女帝の子」と」

同「報告書」

所功京都産業大学教授（平成十七年六月八日）

「先生方御承知のとおり、過去8人10代にわたる女帝がおられましたことに関して大事だと思われるのは、8世紀初頭に完成した「大宝令」に「継嗣令」という篇目がござります。これは「養老令」もほぼ同文だということが確認されております。それを見ますと、冒頭に「およそ皇兄弟と皇子、皆、親王と為す」とあり、そこにもともと注が付いておりまして、それに「女帝の子も亦同じ」とあります。その後にもまた本文がありまして、「以外は並びに諸王と為す」という条文がござります。この本文と、それに付けられた原注から、私どもが考えられますことは、天皇たり得るのは、男性を通常の本則としながらも、非常の補則として「女帝」の存在を容認していたということでありませう」

また、園部逸夫参与（当時）の著作は以下の通りです。

園部逸夫『皇室制度を考ふる』（中央公論新社、一四二頁）

「また女性天皇である孝謙天皇の時代に施行された養老令の継嗣令第一条（大宝令にも同様の規定があった）は、女性天皇の子についても男性天皇と同様、親王とする（当時は天皇の兄弟または子が親王とされた）旨の定めがされていた。この時代、一定の身分以上の皇親女子（女性皇族。皇親と皇族については、二〇八参照）の配偶者は皇親男子（男性皇族）に限られていたので、女性天皇に子があのような場合でも、その子は皇統に属する男系の子でもあることになるが、当該子の身分については、天皇が女性の場合は女性天皇を基準に定められ、その意味では女系の考えにより定められる制度となっていた」

問3 「講令備考」とはどんな書物ですか？

回答 現在では『続々群書類従 第六法制部』に「講令備考」が収載されています。

「例言」

「講令備考十巻は文政中稲葉通邦、河村秀根、石原正明、神村正鄰等の相会して、令義解の史的研究をなしたる時の合著なり」

そしてこの継嗣令「皇兄弟子条」の注釈を担当したのは、「秀興按（按ずるに〳〵考えるには）」とありますから、河村秀根の兄、秀興（秀穎）です。秀興（秀穎）・秀根の父は秀世でやはり国学者でした。

問4 結局、小中村清矩は「女帝」に賛成だったのでしょいか反対だったのでしょいか？

回答 「女帝の配偶者」は存在しない、つまり「女帝」となって以後の配偶者はいないとしていますから、「女帝」には反対と違ってよいと思います。ただ小中村清矩は本書の本文でも説明しました「皇女の婚姻制限」にも以下のように触れています。誤った「註」を鵜呑みにしたことから、その説明もややぎこちなくなっています。

小中村清矩『陽春廬雜考』「女帝論」（吉川半七發行、二七―二八頁）。

「先づ斯様な事も有りますから、講令備考を見たことの無く、令ばかり見た人は、女帝に御配偶でもあった様に思ふかも知れません、其の義解に、「謂媿嫁四世以上所生」とあるは、天皇の御子が一世、御孫が二世、曾孫が三世、玄孫が四世で、五世になると皇親でない事になりますから、其の縁の絶えぬまでの御子でなければ、親王にはせぬと云ふのであります、此の令につきて、或は疑を起すおかたもあらうと存じ、此の御話しを一段致すことであります」

問5 「主義主張に関係なく「女帝の子」が圧倒的」とはどういうことですか？

回答 まずこの「註」の解釈をめぐっては不可解なことがあります。次に示す解説は『律令』（日本思想大系³、岩波書店）にあるものです。

「皇兄弟皇子―天皇の兄弟及び皇子。姉妹及び皇女もこれに准ずる。ただし特に女子をいう場合は内親王という」（二八一頁）

解説は右の通りですが、継嗣令の「註」の読み方は「女帝（によたい）の子も亦同じ。」となつています。この読み方では本文と「註」の整合性を欠くこととなります。「特に女子をいう場合」なら「女（ひめみこ・帝の子）も亦（皇子に）同じ」でなければならぬはずです。

また、古代史の専門家・笹山晴生東京大学名誉教授は平成十七年の「皇室典範に関する有識者メンバー」の一員でした。その笹山名誉教授にも「継嗣令」第一条の解説があります。

「継嗣令1に「凡皇兄弟皇子、皆為親王（女帝子亦同）」とある。舍人親王を天皇とするので、その子（女（淳仁の兄弟姉妹）も親王・内親王と称させる」（前掲『続日本紀三』、三二五頁）

同書にはこの解説が笹山氏のものであることが明記されています。この解説からすると、「註」を「女帝の子」と読むのは不自然です。やはり「女（ひめみこ・帝の子）も亦（皇子に）同じ」として意味が明瞭となります。有識者ヒアリングにおいては三名が「女帝の子」とする解釈を基礎に意見を述べました。それに対し、「報告書」にはこの件に関するコメントがひとつも残されていません。ご自身の解説と矛盾するこれらの見解に、笹山氏がなぜ沈黙されたのかはわかりません。

また、「女性宮家」容認派のみならず、反対派でも同じように「女帝の子」と解釈している人たちがいます。雑誌『正論』に同時掲載された二つの論考がその内容です。所功京都産業大学教授は「女性宮家」創設賛成派、皇室典範問題研究会は同反対派の立場です。

『正論』二〇二二年三月号、産経新聞社。

所功教授「宮家世襲の実情と「女性宮家」の要件」二四〇・二四一頁。

「それは大宝元年（七〇二）制定の大宝令「継嗣令」に、「およそ皇兄弟と皇子は皆親王と為す（女帝の子、亦同じ）。以外は並びに諸王と為す。親王より五世、王名を得と雖も皇親の限に在らず」と定められている」

所功教授は平成十七年の「皇室典範有識者会議報告書」に記載されているとおり、継嗣令の「註」を「女帝の子も亦同じ」と読んでいました。その七年後の二〇一二年でも同じ主張を繰り返しているのです。

皇室典範問題研究会「皇位の安定的継承をはかるための立法案」二五五―二五六頁。

「養老令継嗣令第一条は親王宣下の資格（皇族の範囲）を規定したもので、皇位継承とは直接関係がない。「女帝子亦同」の一句はその注意書と考えられる（本則に対する例外）。女帝の配偶者はおられないから、女帝が皇后または皇太子妃になれる以前の皇子のことを指すものと考えられる（皇后、皇太子妃時代の皇子は本則により親王となられる）。

《参考》

これは明治の国学者で皇室制度の整備に貢献した小中村清矩が「女帝考」で「女帝未ダ内親王タリシ時、四世以上ノ諸王ニ嫁シテ生レ玉ヒシ子アラバ、即位ノ後、親王ト為ヨトノ義くと解説しているとおりであろう。具体的には皇極天皇が御即位前に用明天皇の孫高向王に嫁されて漢皇子をお生みになっているので、漢皇子を「親王」にせよとの意味と解される。高向王も漢皇子も男系男子であり、したがってこの一句は女系を認めたものではない」

つまり「女性宮家」創設に反対する側も継嗣令の「註」は小中村清矩の受け売りであり、本書の本文に示した通り、それは河村秀興の誤った解釈が基礎にあります。なお皇室典範問題研究会については次のような紹介があります。

「諸言の結びとして本研究会の成員を、以下に五十音順で御紹介しておく。

伊藤哲夫、大原康男、加瀬英明、小堀桂一郎（代表）、高池勝彦、田尾憲男、平田清美、百地章、八木秀次、小田村四郎、事務局として中村信一郎、以上十一名。」

問6 「平出」と「闕字」の例をすべて教えて下さい。

回答 次に示しますが、「闕字」は「欠字」と考えてよいと思います。「平出」の対象は十五、「闕字」のそれは十七です。

前掲『律令』、二八八―二九〇頁。

「平出」

皇祖、皇祖妣、皇考、皇妣、先帝、天子、天皇、皇帝、陛下、至尊、太上天皇、天皇の諡、太皇太后、皇太后、皇后

「闕字」

大社、陵号、乘輿、車駕、詔書、勅旨、明詔、聖化、天恩、慈旨、中宮、御、闕庭、朝廷、東宮、皇

太子、殿下

問7 「女帝」という言葉について、天平年間の比較的はやい時期にも用いられたと読んだことがありますか。

回答 「古記」については井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（前掲『律令』所収）に詳細があります。またおそらく天平年間のはやい時期というのは、『類聚三代格』にあるものだと思います。

『国史大系』第二十五卷「類聚三代格」二九頁。

勅シ玉ハク

戸座（へざ）

安房国 阿雲部 壬生 中臣部

右男帝御宇之時供奉

備前国 壬生 海部 壬生首 壬生部

右女帝御宇之時供奉

天平三年六月二十四日

たしかに「男帝」「女帝」と記されています。ただ「六国史」に一度も「女帝」は用いられていません。また天平三年はいわゆる辛巳事件からまだ七年です。辛巳事件は公式令の文書規定にある「皇太夫人」を採るか、勅の「大夫人」を採るかの事件です。結局聖武天皇は詔を下し、文書では「皇太夫人」とし口頭では「大御祖」とするとされました。公式令が如何に重要視されていたかの証拠です。

百歩譲って「右男帝」「右女帝」が天平三年にあったとします。それでも「継嗣令」の「註」を「女帝の子」とは解釈できません。それでは本文に述べたいくつかの歴史事実を解釈できないのみならず、他の令との整合性も説明できないからです。「女帝」という用語の有無のみで「継嗣令」の「註」を解釈しては、歴史の文脈から大きく逸脱します。

問8 歴史の本では「女帝」が多くみられます。継嗣令を正しく解釈している歴史家はいないのでしょうか。

回答 図書館でみた範囲ですが、中川八洋本以外はみな「女帝の子」でした。確認したものを列挙します。詔勅を歴史の文脈から解読していない証拠だと思います。

倉本一宏『奈良朝の政変劇』1998年・吉川弘文館・一五頁「女帝の子も亦同じ」

荒木敏夫『可能性としての女帝』1999年・青木書店・二〇九頁「女帝之子亦同」

瀧浪貞子『女性天皇』2004年・集英社新書・一九五頁「女帝の子も亦同じ」

成清弘和『女帝の古代史』2005年・講談社現代新書・一二九頁「女帝の子も同じとする」

仁藤敦史『女帝の世紀』2006年・角川選書・七頁「女帝の子も亦同じ」

- 上田正昭『古代日本のこころとカタチ』2006年・角川叢書・一五六頁「女帝の子も亦同じ」
- 吉田孝『歴史のなかの天皇』2006年・岩波新書・五七頁「女帝の子も親王とする」
- 遠山美津男『古代の皇位継承』2007年・吉川弘文館・八八頁「女帝の子も亦同じ」
- 笠原英彦『象徴天皇制と皇位継承』2008年・ちくま新書・九四頁「律令（継嗣令）は「女帝の子」（女系継承）にも皇位継承資格を認めており」
- 小田部雄次『皇族』2009年・中公新書・一一頁「女帝の子もまた同じ」
- 吉村武彦『女帝の古代日本』2012年・岩波新書・一五四頁「女帝の子も亦同じ」
- 西宮秀紀『奈良の都と天平文化』2013年・吉川弘文館・二七頁「女帝の子もまた同じ」